

**「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」での紛争解決手続きは土地家屋調査士の資格はいりません。（同法に土地家屋調査士資格がある規定が無い）**

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」と「土地家屋調査士法」の違いについて

- 土地家屋調査士は土地家屋調査士会の会員であって、社員ではない。
- 土地家屋調査士会の出来る業務は、土地家屋調査士法第47条に規定されており、会員以外の国民との請負契約（紛争解決手続も含む）をすることが出来ません。
- 土地家屋調査士も土地家屋調査士会の社員でないため、会員以外の国民に対して有償にて、土地家屋調査士会の業務（紛争解決手続も含む）としてすることは出来ません。
- 私法上の「境界」と公法上の「筆界」は取り扱う法律が違います。
- 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」は私法上の「境界」を取り扱います。
- 私法上の「境界」には時効があります。（時効の援用が出来ます。）
- 私法上の「境界」には所有権界・占有権界等があります。
- 当事者間で私法上の「境界」は和解することが出来ます。
- 「土地家屋調査士法」には「土地家屋調査士会」が私法上の「境界」を取り扱い出来る規定がありません。
- 「土地家屋調査士法」には「土地家屋調査士」が私法上の「境界」を取り扱い出来る規定はありません。  
但し、同法第3条第1項7号に規定する認定土地家屋調査士が弁護士と共同受任にて行う民間紛争解決手続は出来ます。（この場合は私法上の「境界」を取り扱い出来る）
- 土地家屋調査士法第3条第2項に該当する土地家屋調査士（通称名：ADR認定土地家屋調査士）は弁護士と共同受任により、同法同条同項第1項7号で規定する「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民間紛争解決手続を代理してすることが出来ます。（土地家屋調査士会の社員及び土地家屋調査士会の事務として行うことは出来ません。）
- なぜ法務大臣の認証を受けた土地家屋調査士会は、土地家屋調査士の業務でない私法上の「境界」の認証紛争解決の業務を有償にて行うのでしょうか？
- これで日本土地家屋調査士会連合会は法令遵守していると言えるのでしょうか？
- なぜ日本土地家屋調査士会連合会は改善出来ないのでしょうか？
- 日本土地家屋調査士会連合会は「筆界」には時効があると思っているのでしょうか？
- 日本土地家屋調査士会連合会は「筆界」を当事者で和解出来るものと思っているのでしょうか？
- 国民に対して明確に回答すべきと思いますが、なぜ回答出来ないのでしょうか？
- 土地家屋調査士会の「倫理規定」は何のために設けられているのでしょうか？
- このような状態の日本土地家屋調査士会連合会を、国民はどう思っているのでしょうか？
- 「土地家屋調査士法」は公法上の「筆界」を取り扱います。
- 「土地家屋調査士」も公法上の「筆界」を取り扱います。
- 「土地家屋調査士」は同法第3条第1項第7号以外の業務の場合は私法上の「境界」を取り扱って良いとの法的規定が存在しません。
- 公法上の「筆界」には時効はありません。
- 当事者間で公法上の「筆界」を和解することは出来ません。  
尚、相互に「筆界」を確認することは出来ます。
- 法務局の筆界特定登記官も「筆界」を和解することは出来ません。「筆界」を特定することは出来ます。
- 公法上の「筆界」とは不動産登記法に規定があります。

法律条文

土地家屋調査士法第3条

第1項第7号

土地の筆界（不動産登記法第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第二十五条第二項において同じ。）が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との

間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続(訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。)をいう。)であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができるものと認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理

第2項

前項第七号及び第八号に規定する業務(以下「民間紛争解決手続代理関係業務」という。)は、次のいずれにも該当する調査士に限り、行うことができる。この場合において、同項第七号に規定する業務は、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、行うことができる。

- 一 民間紛争解決手続代理関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。
- 二 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。
- 三 土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)の会員であること。

不動産登記法

(定義)

第二百三十三条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 筆界 表題登記がある一筆の土地(以下単に「一筆の土地」という。)とこれに隣接する他の土地(表題登記がない土地を含む。以下同じ。)との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線をいう。